

令和５年度「地域企業と連携した次代の京都の担い手育成事業」運營業務仕様書

1 件名

令和５年度「地域企業と連携した次代の京都の担い手育成事業」運營業務（以下「本業務」という。）

2 履行期間

契約締結日から令和６年３月３１日まで

3 委託金額の上限

金４，５００，０００円

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

※本業務の実施に係る費用は、全て、上記委託金額の範囲内とする。

4 委託業務の内容（詳細は、受託候補者の提案に基づき、本市と協議の上決定するものとする。）

(1) 事業の概要

大学コンソーシアム京都加盟の大学・短期大学の留学生を含む学生（以下、「学生」という。）を対象に、京都市内に本社・支社等を有する企業（一般社団法人、公益財団法人、NPO 法人等を含む。以下、「地域企業」という。）と協働した担い手育成事業を実施すること。

(2) 学生の募集

大学コンソーシアム京都加盟の大学・短期大学に対して広く事業を周知し、参加する学生を募集すること（チラシの作成やウェブサイトへの情報掲載は委託料の範囲内で行うこと）。

(3) 企業の募集

企業に対して広く事業を周知し、ホームページ等で公開のうえ、募集すること（ウェブサイトへの情報掲載等は委託料の範囲内で行うこと）。

(4) 学生と地域企業との協働プロジェクトの実施

- ・ プロジェクトは、PBL（Project-Based Learning：課題解決型学習）方式を核に、地域企業が提示する課題の解決に学生チームが挑むものや、学生チームが企業に対して企画提案するものなど、学生チームと地域企業が密接に連携して取り組む内容とする。
- ・ １プロジェクトにつき、事前学習、地域企業とのミーティング、事後研修などを実施するものとし、取り組む過程においては、コーディネーターが学生に対して適宜、必要な意識付けや助言・指導をするとともに、学生からの相談に対応すること。また、プロジェクトの今後の磨き上げに必要な学生へのアンケート調査など、各種フィードバックの仕組みを構築すること。
- ・ プロジェクトに参加した学生が地域企業の魅力を知り、地域企業への就職に対する意識を醸成するきっかけとなるよう、プロジェクトを設計すること。
- ・ 各大学や行政機関等の取組と差別化しつつ、多様な学生と地域企業が活発に相互交流できるものとする。
- ・ 学生は、５人程度を１チームとしてプロジェクトに参加するものとする。
- ・ 委託期間内に複数回プロジェクトを実施すること。

- ・ プロジェクトを総括する成果報告会を行うこと。なお、実施に当たってはオンラインで開催しても良い。
- ・ プロジェクト内容については、地域企業との連絡調整を密に行い、円滑な事業実施を図ること。
- ・ プロジェクトごとに、学生及び地域企業が参加しやすい内容、時期、期間等を検討すること。
- ・ プロジェクトの実施に当たっては、事前に本市に実施計画を示し、内容等について本市から指示があった場合は、速やかに従うこと。また、進捗状況を週に1回本市へ報告すること。
- ・ 実施回数や内容等の詳細は、その都度、本市と協議し、その指示に従うこと。

(5) 地域企業と京都で学ぶ学生が出会い、関心を持つ場づくりの実施

- ・ 学生が就活前の早い段階から、様々な分野に意欲がある地域企業と「出会い」、「関心を持つ」きっかけになる場づくりとして、地域企業への現場（工場）訪問を複数回実施すること。
- ・ 内容についてはア～ウを全て満たすものにする。
 - ア 学生が現場（工場）訪問を通じ、多様な地域企業のこだわりや強み（オリジナルの付加価値）に触れることで、地域企業と実社会との接点を具体的にイメージするとともに、就職活動前の早い段階から自分が将来やりたいことの具体化に寄与すること。また、地域企業が多様な学生の考え方に直接触れることで新たな気付きや知見を得ることができるもの。
 - イ 各大学や行政機関等の取組と差別化しつつ、学生と地域企業が活発に相互交流できるもの。
 - ウ 参加した学生が地域企業の魅力を知り、地域企業への就職に対する意識を醸成するきっかけになるもの。
- ・ 現場（工場）見学を経て、(4)企業との協働プロジェクトへのステップアップにつなげるなど、事業間の効率的な連携を図ること。
- ・ 内容について、地域企業との連絡調整を行い、円滑な事業実施を図ること。
- ・ 各回につき、学生及び地域企業が参加しやすい内容、時期、期間等を検討すること。
- ・ 実施に当たっては、事前に本市に実施計画を示し、内容等について本市から指示があった場合は、速やかに従うこと。また、進捗状況を適宜（最低月1回）報告すること。
- ・ 実施回数や内容等の詳細については、その都度、本市と協議し、その指示に従うこと。

(6) ミーティング場所の確保

- ・ 学生が日常的にミーティングを行える場所を京都市内に確保すること。

(7) 統計資料の取りまとめ

- ・ 本業務に関する各種統計資料の取りまとめを行い、京都市の求めに応じて適宜報告すること。

5 業務実施体制

- ・ 本業務の進捗を管理する責任者を明確にしておくこと。
- ・ 参加する学生に対して指導・助言等を行うコーディネーターを1名以上配置すること。

- ・ 会計等の庶務に関する担当者を明確にしておくこと。

6 再委託の禁止

受託者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ文書により本市が認めた場合はこの限りではない。

7 実績報告

委託業務完了後、ただちに委託業務完了届を提出すること。また、委託業務が完了してから30日以内に、事業の実施内容や参加人数等の詳細を記載した実績報告書及び収支報告書を提出すること。

8 支払い方法等

委託料の支払は、原則として、実績報告書の受領後、請求に基づく後払いとするが、受託者から申し出があった場合は、協議し決定することとする。

契約金額には、本業務において発生する付帯作業にかかる費用をすべて含むものとし、追加費用は一切請求できない。

9 留意事項

- (1) 業務遂行に際し、疑義が生じた場合及び本仕様に定めのない事項については、本市と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、京都市個人情報保護条例に基づき、漏えい、改ざん、滅失及びき損等がないよう取扱いに十分注意し、適正に管理すること。
- (3) 受託者は、契約期間中および契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 国内において各種感染症が発症した場合は、感染症の状況を踏まえ柔軟に対応するとともに、国等の指針や本市の指示に従い業務を行うこと。